

4月1日から

国民健康保険の

一部が変わります



医療制度改革に伴い、国民健康保険制度も改正されました。今日は、その概要についてお知らせします。

65歳以上のかたの 国民健康保険税の 納め方が変わります

平成20年4月から、国民健康保険に加入する前期高齢者（65歳～74歳）世帯の国保税納付について、特別徴収（年金付からの天引き）が始まります。これは、加入者の利便性の向上や国保税収納の確保、事務の効率化などの観点から実施されることになりました。

65歳以上のかたの
国民健康保険税の
納め方が変わります

65歳以上のかたの
国民健康保険税の
納め方が変わります

特別徴収の対象となるかた

次の①から③の条件をすべて満たす場合、世帯主の年金から特別徴収となります。

- ① 国民健康保険の加入世帯の世帯主と加入者が、全員65歳以上75歳未満である。
- ② 国保世帯主が、年額18万円以上の年金（老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金など）を受給している。
- ③ 国保世帯主が、介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）対象者で、介護保険料と国保税の合計額が、年金受給額の2分の1を超えていない。

特別徴収のしくみ

年6回の年金定期支払いの際に、介護保険料と合わせて年金から徴収されます。

- **仮徴収（4月・6月・8月）**
当年度の国保税額が確定するまでは、前年度の国保税相当額の6分の1の金額を仮徴収します。
- **本徴収（10月・12月・2月）**
6月以降に確定した国保税から、仮徴収分を差し引いて調整された金額を3期に分けて徴収します。
- ※対象者のかたには、3月下旬に税務課から仮徴収額通知書をお送りします。

6月以降に確定した国保税から、仮徴収分を差し引いて調整された金額を3期に分けて徴収します。

※対象者のかたには、3月下旬に税務課から仮徴収額通知書をお送りします。

お手元に届きましたら、内容や金額などを確認してください。

70歳～74歳のかたの自己負担割合が変わります

70歳～74歳のかたの自己負担割合が変わります

税務課市民税係 ④1134
市民課保険年金係 ④1148

病院などでの
自己負担割合が
変わります

乳幼児の2割負担の 対象年齢が拡大されます

義務教育就学（小学校入学）前まで拡大されます。

病院などにかかったとき、窓口での医療費の自己負担割合は、3歳未満が2割となっていますが、平成20年4月からは、2割負担の対象年齢が病院などで負担することになります。

退職者医療制度の 対象年齢が 変わります

窓口での医療費2割負担の対象年齢

平成20年4月から	平成20年3月まで
義務教育就学前まで 2割	3歳未満 2割

70歳～74歳のかたの自己負担割合が変わります

70歳～74歳のかたが病院などにかかったとき、窓口での

長年勤めた会社などを退職して国保に入加入したかたが、年金受給者となつたとき、本人とその扶養者は、「退職者医療制度」で医療を受けますが、その対象年齢が75歳未満から65歳未満に変わります。

入者となります。

65歳からは、一般の国保加入者となります。

対象世帯のかたには、3月下旬に変更となつた保険証が送付されます。

- ◆
- ◆
- ◆
- ◆
- ◆

医療費の自己負担割合は、平成20年4月から2割（現役並み所得者を除く）に引き上げられることとなっていましたが、平成21年3月までの1年間は、これまでと同じ1割に据え置かれることになりました。（現役並み所得者を除く）これに伴い、現行の高齢受給者証の一部負担割合の欄に変更が生じるかたには、3月下旬に新しい受給者証をお送りします。